

租税優遇措置

「研究開発支出の投資控除適用に関する規定」改正案の予告

經濟部が産業創新条例の子法規定にあたる「研究開発支出の投資控除適用に関する規定」改正案を予告し、研究開発に従事するフルタイムスタッフの研究開発専門知識に係る教育訓練への参加費用も研究開発支出に該当し投資控除に適用できることを新規追加しました。予告期間は9月13日(日曜日にあたるため14日まで延長)までとなります。

改正案の主な内容をまとめると以下のとおりです。

投資控除の適用項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 研究開発に従事するフルタイムスタッフの給与 2. 研究開発部門の研究用に提供する消耗器材、原料、材料およびサンプルの購入費用 3. 研究開発のために購入または使用される専利権、専門技術および著作権の当年度の減価償却費、その他の償却費または支払った費用 4. 研究開発のために購入される専門性または特殊性のあるデータベース、ソフトウェア・プログラムおよびシステムの費用 5. 研究開発に専門的に従事するフルタイムスタッフの研究開発に係る教育訓練への参加費用
教育訓練の形式	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自社開催 2. 委託開催 3. 他社または関連組織との合同開催
教育訓練に係る費用	<ol style="list-style-type: none"> 1. 講師への報酬および交通費 2. 受講者の交通費、教育訓練開催者へ支払う費用 3. 教材費、保険料、教育訓練期間中の食事手当および会場費
教育訓練に係る書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育訓練項目の明細表 2. 受講者名簿 3. 実施状況
適用年度	2020年度の法人税確定申告

PwC 台湾の見解：

上記の規定は2020年度法人税確定申告より適用し、12月決算の会社でいえば2020年1月1日より適用されます。研究開発に従事または研究開発を行っている会社は、2020年1月以降に研究開発に専門的に従事するフルタイムスタッフの教育訓練への参加費用に該当する支出がないか確認し、来年の確定申告に備えて関連する証憑書類を揃えておくことが必

要となります。なお、研究開発部門を設置していない会社についても、研究開発に専門的に従事するフルタイムの研究開発スタッフが在籍し、従事する研究開発の各支出が明確に分けられる場合、適用申請が可能です。

所得税法

新型コロナウイルスの影響を受けた営利事業者の法人税中間納付の免除申請

財政部の2020年7月31日付台財税字第10904595840号通達によれば、救済振興特別条例の適用期間(2020年1月15日から2021年6月30日まで)中、営利事業者が受けた新型コロナウイルスによる影響が以下いずれかに該当する場合、2020年度の法人税中間納付の免除を申請できます。

1. 救済振興特別条例により救済関連措置の適用対象者である企業
2. 新型コロナウイルスにより短期間において営業収入額が大きく減少した企業(例：2020年1月から連続2か月でその平均売上高が、「前年同期」または「2019年7月から12月まで」の平均月間売上高より15%以上減少している等の要件を満たす場合)

中間納付の免除手続：

1. 中間納付期間内(12月決算の会社の場合は2020年9月1日から9月30日まで)に申請書および関連書類を税務当局へ申請します。
2. なお、中間申告期間の前に、上記の新型コロナウイルスの影響によりすでに税務当局へ法人税、営業税等各種税目の延納または分納、あるいは営業税の仮払超過額の還付を申請し許可を受けている場合は、2020年度中間申告の免除が適用できますので、**申請不要**です。

PwC 台湾の見解：

法人税の中間納付では、前年度の法人税の半額を通常は納付しなくてはなりません。営業収入額が大きく減少している場合、上記の条件に該当しないか検討する必要があります。この条件に該当するほどではないものの業績が悪化している場合は、半年間の実績に基づく中間納付制度(当該年度開始日から6ヶ月間の実績に基づき上半期の営利事業所得額を計算)を利用することも考えられます。ただし、会計士の税務監査を受けることが条件とされていますので、会計士と事前に打ち合わせをして在庫の棚卸作業等の計画を早めに立てることが望まれます。

貨物税条例により還付・減免された貨物税の取り扱いについて

財政部が2020年7月9日に解釈通達を公布し、個人および営利事業者が取得した還付・減免された貨物税の取り扱いについて解釈を修正しました。旧規定では、還付・減免された貨物税を「政府補助金」と定義していましたが、新規定では「貨物の購入原価または費用の減少」へ変更しています。新旧対照表は以下のとおりです。

	新解釈通達 (2020.7.9台財税字第10904597360号)		旧解釈通達 (2016.7.21台財税字第10500573890号)	
個人	購入した貨物の原価または費用の減少であり、所得ではない		政府補助金であり、その他の所得に属し、収入と同額の原価および必要費用を認識する(すなわち所得額をゼロとする)	
営利事業者/ 機関・団体	購入貨物を固定資産に計上	購入年度に還付申請 資産取得価額の減算項目として計上	於購買次年度始申請退税 申請時に資産の帳簿価額の減算項目として計上	政府補助金であり、取得年度の収入に計上しなければならない
	購入した貨物を費用として計上	費用の減算項目として計上	申請年度のその他の収入として計上	

PwC 台湾の見解：

企業に省エネ電化製品の購入、自動車や自動二輪車の中古から新車への買い替え、大型車の新車への買い替えがある場合、上記の解釈通達に留意が必要です。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666 ext23402	miaw-wuu.wang@pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@pwc.com
曾彦翔	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23405	sean.tseng@pwc.com

www.pwc.tw/ja.html

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2020 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.